

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術【手術実績】

下表は、厚生労働省が定める施設基準（通則5及び6）により掲示が必要とされている手術の件数になります。掲示が必要とされている手術のみの表となっており、当院の全手術実績を表すものではありませんのでご了承ください。

集計期間： 2024年(令6年)1月 ～ 2024年(令6年)12月

区分	手術分類		件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	11
	ウ	鼓室形成手術等	1
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	1
	イ	水頭症手術等	8
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	5
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	3
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4	ー	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則4に掲げる手術を除く。）	75
区分その他	ア	人工関節置換術	29
	イ	乳児外科施設基準対象手術	1
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	20
	エ	冠動脈・大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	0
		経皮的冠動脈形成術	
		急性心筋梗塞に対するもの	0
		不安定狭心症に対するもの	0
		その他のもの	0
	オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術	
		急性心筋梗塞に対するもの	8
		不安定狭心症に対するもの	2
		その他のもの	23